

令和7年1月30日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内容	履行場所	履行期間
C-003、 装-C-002	胃がん検診画像読影の役務（単価契約）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月1日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年2月19日（水）11：00

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 （3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
 （4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 （5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札の決定は、当該入札単価に発注予定数量を乗じた総価で行う。（契約は入札単価による単価契約とする。）
 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. そ の 他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-porta1.go.jp>）を利用して応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年2月17日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (5) 契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 黒田 電話 03-3268-3111 内線 20822

仕 様 書			
件 名	胃がん検診画像読影の役務（単価契約）	作成年月日	令和7年1月28日
		作 成 課	人事教育局衛生官付医務室

1 総則

本仕様書は、人事教育局衛生官付医務室（以下「医務室」という。）において実施する胃がん検診画像読影の役務について規定する。

2 実施要領

2.1 役務内容

- a) 医務室において、撮影した胃部X線画像（二重造影法）を読影し、異常の有無を報告する。（画像は1人あたり8枚を基準とし、撮影したものを官側から提出する。ただし、撮影中に異常等を発見した場合、撮影技師の判断により追加撮影を行う。）
- b) 結果報告は、読影した医師が検診票（胃がん検診票）に記入し、3週間以内に官側へ宅配便で送付する。

2.3 発注の要領

- a) 撮影した画像はDVD等に保存し、1～2週間分の画像を宅配便等で官側から送付する。
- b) 検診票とDVD等（以下「書類等」という。）は、官側で用意する。
- c) 官側は、契約相手方に対して、別紙様式の発注書をもって発注する。
- d) 官側及び契約相手方の書類等の送付に要する経費は、契約相手側の負担とする。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

4 予定数量

1,500名

ただし、予定数量は過去の実績等から得た数字であり、本年度の発注数量を保証するものではない。

5 検査

本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行う。

6 その他

- a) 契約相手方は、個人情報の保護に万全を期すものとする。
- b) 契約相手方の不備等による書類等の亡失、損傷及びコンピュータウイルス感染等の不具合が生じた場合、契約相手方はその責任を負うものとする。
- c) 読影結果報告遅延による損害が生じた場合には、契約相手側はその責任を負うものとする。
- d) 契約相手方は当該役務完了後、支出負担行為担当官補助者の検査を受け、不備が生じた場合は再作業するものとする。
- e) 契約相手方は、当該役務において知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- f) 契約相手方の読影医は、2名とし、読影医の一方は、消化器病専門医若しくは放射線診断専門医の資格を有していることとする。

- g) 契約相手方は、官側に対して実際読影する読影医の資格を証明する認定証の写しを提出することとする。
- h) 本仕様書において疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議するものとする。
- i) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）」の基準を満たすことであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

別紙様式

令和 年 月 日

胃がん検診画像読影の役務発注書

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会 計 管 理 官 殿

人事教育局衛生官付医務室
医 務 管 理 専 門 官

下記のとおり発注されたい。

記

- 1 発注数量 名
2 納 期 令和 年 月 日まで
3 発注数量

単価	数量	金額
円	名分	円

上記のとおり、発注する。

殿

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会 計 管 理 官